

東京都立練馬高等学校同窓会（銀杏会）会則（現行）

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は東京都立練馬高等学校同窓会（銀杏会）と称し、その本部を同校内に置く。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦向上をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 会 員

- 第 3 条 本会は次の会員をもって組織する。
1. 正会員 東京都立練馬高等学校卒業生
 2. 特別会員 東京都立練馬高等学校現及び旧職員
 3. 名誉会員 本会及び母校の発展に功労のあるもので、総会の承認を得た者
- 第 4 条 正会員は会費を納める義務を有する。但し、必要に応じて臨時会費を集めることができる。

第 3 章 会 務

- 第 5 条 本会の事業を次の通りとする。
1. 会報、会員名簿の作成並びにその配布
 2. 母校事業の後援
 3. その他本会の目的達成に必要な事業

第 4 章 役 員

- 第 6 条 本会に次の役員を置く
名誉会長、会長、理事、幹事、会計監査、顧問。
- 第 7 条 東京都立練馬高等学校現職校長を名誉会長に推す。

第 5 章 総 会

第 8 条 会長は（原則的に）毎年 11 月の第 2 土曜日に定期総会を開かねばならない。

第 9 条 総会は次の事項を承認する。

1. 予算、決算、会務の報告
2. 会計監査の報告
3. 会長及び会計監査の任命
4. その他

第 10 条 理事会が必要と認めるとき、または正会員 100 名以上の署名による請求があったとき、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第 6 章 幹 事

第 11 条 本会は幹事会を置き、幹事をもって組織する。

第 12 条 幹事は各クラス毎に、卒業時に 2 名選出し、2 年毎に改選する。

第 13 条 幹事会の任務は次の通りとする。

1. 本会との連絡に当たる。
2. 幹事の中から理事を 15 名選出する。但し、再任は妨げない。

第 7 章 理 事 会

第 14 条 本会に理事を置き本会の意志決定並びに執行機関とする。

第 15 条 理事会は会長、理事をもって組織する。

第 16 条 理事は本会規則第 13 条の第 2 項に定めた選出、または総会において選出することができる。

第 17 条 理事会は理事の中から会長の指名により、副会長 1 名、書記 1 名、会計 2 名を委嘱する。

第 18 条 定期理事会は 4 月の第 2 日曜日に会長がこれを召集する。会長が臨時理事会を必要としたとき、会長はこれを召集することができる。
理事 5 名以上の要求があったとき、会長は臨時理事会を召集しなければならない。

第 19 条 理事会は出席理事の過半数をもって議決する。

第 20 条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

第 21 条 理事会は必要に応じて特別委員会を設置することができる。

第 22 条 理事会の任務は次の通りとする。

1. 会長及び会計監査の選出並びに顧問の委嘱
2. 予算案の作成

3. 会則の改正及び改選

4. その他本会の目的達成のために必要な事業の審議

第 23 条 理事会を組織する役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第 24 条 会長は理事会の運営を妨げる行為をしたとみなされる理事を理事会の議決の結果を尊重し除名することができる。

第 8 章 会 計

第 25 条 本会経費は、正会員の会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第 26 条 金銭出納並びに管理は会計が当たる。

第 27 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 9 章 会 計 監 査

第 28 条 会計監査は毎年1回会計を監査する。

第 29 条 会計監査の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第 10 章 付 則

第 30 条 本会会則に関する細則は理事会がこれを定めることができる。

第 31 条 本会会則は昭和42年4月1日をもってその効力を発する。

第 32 条 理事は初年度についてのみ12名とする。

第 33 条 正会員の会費については1997年度生より3,600円とする。

(1997年5月17日、PTA総会で承認済み)